而姓則山守は分家先年より書紀の山守を以て白山堂林に準じて強て押領せんと
せしより我神領の中まで代々主と一所なれば不得已
文永六年訴へを遂げんとせしに
冬十月七日伊勢神樂勤行之事 同月一日より齋明
盛服して謹て以て我先祖代々祭之事より吾国家の御
祈禱尤一社之重祭之たるに守屋田月吉為式日神
樂勤行之事 彼之来神樂役たるに依て後来勝手を
以て定の一日之なるを以て美目とし是を立るいまだ
近来の事にして吉永の書付に八日不定と見えり夫祭礼
式日式日等の義基保の古記にて定あらるべし然不
可背 七日齋と云ことを云れども六日齋と云ことをゆゑ彼又神樂
役出雲路の社人六日の神樂の終り遂く潔齋を下りて又七日勤

是日きを軽び新きを重くする費之甚く非礼なり
政に神事に妨げあるべきなり
彼此日に當るべきなれば神事正すべき
なる所以を考ずれば猥りに先後を争ひ上古の祭日を廃る
事後世猶雑計時の暇養を以て四例を乱るべかれ我子
孫なるべの情て怠ることなかれ
寛文十三年当祖父吉永先年秋九月一日所御祭の廻り之席
より事起りて守屋と社の上下を争ふ時の事を今宮振
津守殿へ訴へて互の意趣を述べ於是社例の所式古法より
被遂糺明 此時守屋が社人忠助と云ふ者吉永を謗るに
倍て夢神を弊め忽ち神罰を蒙り死せり 孫位先
例左右を不撰志摩守可為上坐 尤神事参勤之事 石所
乱古法若し将於違背者不便之上百年細事付を以堅く

蒙御（世時吉永表手宗子傳四郎死去三田ヵ久垂則継祖父志摩守吉慶之三男與左衛門名代として出つ）則宿を休処在
所を尋て是を書写して後へ列坐せり番の連名を書
して今に伝ふ秘蔵すべき譜文之真後今宮殿不幸之遺
絵りて延宝九年祖父吉慶と宮屋丹後と社家之頭り
蒙命これより以来役義同列たるに依て或ハ失官或
ハ古役を以て去年ハ又之に加るに或寛文年中神領御印極印を宮屋
拝地の公有高八十石ヨリ不足を石寄せ一知行
高増なるを嫌として
猶威と云ふ事を不正
家の一字吉之但し陰
子事ありて改永貞
又古例を破りむして欲し之禄六年父永貞
家督御（月見得徳雪院様御時）之時宮屋先官
なるを以て時の寺社御奉行（中川宮内少輔梅津内蔵之助）之訴へて相手に吉
保（吉年真福命本吉命之吉の字将軍綱吉公の諱）家督の時守
屋遠江守古役なるを以て時の寺社御奉行

所訴て又争ふを以て此段文を以て済て先例
を不変と云ふ是ハ者ハ社頭を祭て息時紛
ハおのつから任渭の道ハ了ぬ人ハ論ふ去ル又自ハ
ハ以て為く威貶れ勢制られて今やさながら奴僕の
如し何ぞ社稷の祠官たらむや又何ぞ勅許之
位階を賤さらんや是ハ況て下ハ所以之嗚呼哀
かな天地父母たる時ハ夫秋ハ是ハ況や一
社の神職に於ては我尊神に事奉らむ者ハ誰
しか水魚のおもひを為し内ハ清浄にして国家の祈
祷を事とせバおのつから感應の道に連なるむ何
ぞ私欲を懐いて適真彼我の恩恵を絶神の照覧

こそおそれとし我ら先や不肖にして彼ら庶幾
以とし清く邪欲の謀計なく取分け曾祖父吉永翁
を其生れ性直にして慈愛の心にて深く不賦のものを
よく憐み乞人をし所々より食を乞ひ来り又鉢伝山近宮
くあるを見て村ふかくとゆる乞食猛勢をおそれ
おとしめる事いまだ絶へて失へとし徳ある故
恥とせず積善慶る孫に蒙り父永貞が八男男子六女二人
有り不ごとに死し又去宝永年中忝し
天皇之蒙勅許(ミコトノリ)所作部少輔任官不二任せられ我
尊神を祭祀に預る事冥加乃至り正に先祖の徳位
なりなれや最(イト)敬畏事之
右之條々所聞所の大概之文筆拙なりなれども以て
後世必野心を挾むことなかれ唯其分をもて家の安寧
を失ふことを要るべし(ヒトツノコヽロ)の覚也将除(マサニ)万吉雑説而(アヤ)事(ニ)
一心之定準(サダマシハカリ)とす神宣を意味をしちく心得ハ子
孫に悪凶を進むるに似て可慎慎之不若し寧慢
らず行を本宮ごとに死の妄言を破らもて是を子孫
に譲るべし夫人事の順逆ハ天道の陰陽のごとし春夏
秋冬日月晝夜道に非ざるいと事なく富貴貧賤夫
狀是雖し亦道なり若し天をし不怨人をし不怨と
云て今時の盛衰一己の私を以て心事を動さことなか
れ況や我家敬世尊神に奉仕して歳中神事修
行間断なけれハ此身則神物之此身本より神物なる

事を誠明弁して純一神道を崇び神教を学び徒
正為清浄潔白以為不浄の神祀必ず恐れ
敬い信心を発して天地と際限なき神恩を報謝し
邦家の常福を祈ること疑なき事有職のこころ感應
信心の厚薄によるとなれば如何ん孺夫も学ぶ所迷
一最密武教の力を励し移善積悪内外の不浄を
解除して国家を以て任とし神事修行正明怠慢
事無上の速考神道の肝要也若又一毫の人欲を懐
て外見のことを以せば神罰立所に蒙り家を滅し身
を失ふと雖も遠人心慎危し我子孫なるもの
勿慎怠

或人問当社の使者い雑る也と云て伊勢は雖八幡は
春日は康稲荷は松なとの類を由緑なきを信
不成
答曰此義を取る当社の名義は既に最極の神秘
なるなり甚は細微なる所なれ儒家も鬼神を
敬て遠ざくと見るなり形れ最極の秘伝を以て軽
く愛筆紙は顕然と空恐ろしけれ隠密の奥旨伏
畏閉窟なりとも態と恐義恐天不云を本言な
らん為に孫を拾て世生寺の社秘を自に通暁せる
者なりと事基たるして拙く兼雄三年十月十日寄授
吉永之庶る杉松十三年にして死也 改雲月長 定祥定州 伝之七巻

四の御神楽を延引して同月十九日吉日たるを任せて欲令
修行企前斎十八日夜半にのりて下女又死れ再び不審
の汚穢を依て旧例を公庭の事或は恥或は恐れて死体を屋
の片隅に丁寧推上て匿かくしを隠して十九日早旦より注連
を張り解斧神前を飾り供物如例調進神役集ひ
りて既に神楽の儀式始まり終るにいつくともなく雌雄二ツの
雉子庭の高欄より飛入て陽立金の上なる梁を渡り
夜の亥の刻をかぎりに神楽の儀式無くて八ツを待て終まり
敢て神事に子細なかりきと人々皆異の思ひをなせ
りと云て実に誠敬を以て祭る時は神意未然に徴し
汚穢不浄を以て去る時は如斯の奇特多事最敬者

神異に係る例を以て使者たるの説に於て疑ひなこの
き歟

問当社の女人の穢を憚るの由縁如何俗に尊神は
女体にておハしませ忌徒の事これ有而偏僻の異説
なりて取るに足らぬ個神より降ひての義なる又此
方より恐れ憚りての偏りなる如何社禰に女人を忌避たまふべき
義を不知如何
答曰是も予の御識何を知るに足らんや定て此御の致也
あ作去今を以て見れハ天竺の番も疑ひもなれ往古御開山の
頃八国郡衙に分れてまぶ遠ふれ況や遠国辺郡の境
なりて郷里も未だ開くるに足らぬ場にて深山幽谷峡や古墳

象を観察するに大抵は山海深く人間動静の物に於て
数々なる事を不得況や人倫に於ては尊卑共に新よく
物言ふごとくなるべしとなれば婦女の類ひ勧るとも如
何せんや霊基煌々として神威壇に新なれば女人の不時
の不浄を恐れて誰か戒なる事なけれども自然に禁忌となる
りて半腹の丘岡に遥拝所を建て輝き山毎に見る
なり其後拝定りて犯すべ非礼なれば祀りて神罰を蒙
りなる者は間々有之守る石山に守る社戒を犯して除て参
なる神罰なる蒙り石となる
なりの四跡等に奇代の例なれども神明不測の道理は更
に凡慮の及ぶべきなれども又なるべく山気盛に迫りなれば
自然なる土地の変もなるべし容易に論じ難し尚なる

なる有るべく然れば謹而而後先例を守り敢て改て不背犯
事肝要之
問当山の神領石改年以前に立石有りて八海木上深
猿田の中と云る其謂なりや否
答而云ふ天正寛永の証文迷く失せたるに古へ証
文なりつらめ今以処に古老の説心間抵なきなるべし八海木の中元木と
されど古老の説心間抵なきなるべし八海木の中元木と
云る八一の鳥居の下なり此寺の百姓等正月二日謹初の来
る事我家の故習として古へ神地の例残れりと云り此作
法なるべしられば慎て親族として自分の事礼を尽さる
事なりされば又同所の中流の海理を問て なるべく祖八

元来我家の家頼也と也又或説は所無なりとも之り先
祖より傳させ多りとして古き鞍鐙の片端今なほ有
りと此者既の陸口家の今の時に古例なりとて在上之居
と之り又上條村の中合川の當社の御供田百五十束刈
なとり本より降き地なりて市郎兵衛とゝもの先祖より
田之也右の田の中清浄善田壱枚を撰むで男齋して
耕し秋実の収めて十月を待て七日御神祭之餅子神
酒となりて供進し餘り粗なりて持来る也十二月廿五日男
清水に改度白米なりて大晦日より年初に供之家を代し
齋して直に炊きて奉り又守屋殿の社人なも壱升宛
と御饌となりしめ又其餘りを以て四方より五日まで登山の
輩食炊きて食と或は四方の食色赤き事さなから血流ぎ多るかし人
陪て炊きなり是雖有神矣之御供田十二石のみ郷里を潤て水影故実多る
事正しき古への神領なる多なりし又或説
尊神紀州吉野より御来臨の御時に合りし所へ迎此宮
の号を唱りとゝ其時の御跡今なほ清水出る所り
不敢乱残り古へ八鳥居も立てりとゝ了いなる所此宮の御き
田縁も有や年中潔齋を今も神領並こて鳥獣を
不食年より我先る所の掠なれ毎年當社の年王御
祓を拝候し正月四日式日として拝家年礼なる事
今日多之也又猿田村の内て佐竹山城殿より出る祭
料として當社高五石を寄所せられ今按するハ

ヨリ〇の神地と云ハ移し祀り給ふ事を恐れ給ひての
実に不識法衆歟ハ以つかさとも云ふ附有事なれと
乳分て此文ハ由緒あるハ困り猿田一郷を其所
知の掠と是等を古への神領と云る説ハ純なる了
問フ子ノ元祖吉親より此迄已ハ及千年と云ハ星霜良
久しくして其間の故実ハ皆亡ひて不伝只在のみひとり存せ
るとて不審し證文有やハ否や
答曰是縁起の説と自他ハ習合誤り共各ハ誤りの有へ
きやうなし殊ハ天正年中證文亡て僅ニ百四拾年
なれハ元祖の事ハ疎ノ為なるん誰と伝へての知事と其上
何れの頃出書ノ不識ハ本伽藍記と云書ハ当社の
事を記して元祖吉親の事をも載すと雖ハ世ノ人ハ
既ニ著し敢て不可疑歟
問法ハ観勝院の事神事ハ不預と云とも神前の丸鉢
ハ彼ノ預る処ハ如何なる故毎家人遣し田利郡の
散銭掛物を不勤し且即建立の時柱を本歩人之
を出れと云ハ字屋遠に遠ク孫太夫なる比をれを
尚由緒ありと見え伝りぬ如何ノ
答問縁起ハ所載遠藤源次太郎ノ説彼しかと祖共
赤下居ノ初官を遠藤氏羽房初官も遠藤氏なれハ
何れも疑定分ハ事之ハ疑れとも是等の説を一
向信しかたきことなり如何となれハ前ハ論するごとく

社稷　尊神所領府の所以は幽冥の致なり
王命を以て定めらるゝ事なれば、宗像むこ私なる
之必ず我人の所為に及ぶ所にもあらざるや決せり且皆
後来佛氏混合の雜説に倩以るに本来社稷の神祇
を修験者の可領やうなし哀哉中古以来世俗醜
して教化廢盡惑事に生り異端幻妖の誘説を信し
存心の大祇ごと正邪の分無かりしに如斯の例世不
勘と況や邊鄙の地に於てをや宗像社一覽記に曰く
金峰山有去野山又所号蔵王権現人皇廿八代
安閑天皇也継体天皇長子也
勾大兄廣国押武金日天皇　男大迹天皇長子也　宣化天皇　母子

媛日本記治二年十二月崩葬河内市磯長陵金
峰山蔵王権現是之　唐年史　昔後行者在吉野山時
現釈迦像行者云此形維度衆生次弥勒形現行者
尚云未也次蔵王権現出甚可怖畏也行者云此我邦
之能化人云一此説に依て尊神を以て蔵王権現と或ハ
釈迦と或ハ弥勒本宮の多ひもあり之を見て故に
吉野に事う彼行者を尊ぶ所以に依て吉野山伏と云て
今し修験者多し以て思按るに予竟これらの説に
便りて本社の名義を假りて題らくハ中頃神人の中に
修験なるて田利一郡の系統を以て法内に守ら
せ至多と見えたり其後領地分れて自然に格別

の根と成たるなるべし今より見れハ疑りきやうなれ
と古ハ利害の心薄かりて事の害をはからさるなる
し又別して細も有や不知
問羽廣に遠藤孫太夫と事僧を所宮殿に於て傍
事ありたりと云ふ正月五日奉幣に出席陣は山右城
殿より社領三拾石を寄附せられ羽廣主社を守護
されハ是も田利ハ保名荷の村宮也と云ふ如何
答曰佐々方在中別当と云る者ありて何人なる
し近くハ鳥海山を以ても可識庄内領本庄領各別当
ありしとも祭ニハ庄内領一人に限りて他ハ皆同別
なりと故に手を入るる不及と云陣は羽廣坂部

ハ云へハ法木一郷の内なりと云ふ実は左有ハ元
禄年中平庫田利郡境論の時大半ハ法木村の中
に属たるも当所曹渓寺の旦那場と是等終て自
然の拠と見えて本より遠藤氏羽廣村主社(昔合説)
文珠堂と云是も羽廣遠藤所なり初宮なり其後領地分れて亀田領と
なる時自ら領内祈祷の為年より神人なれハ彼に
其作神領を給り来れりと見えて故に別に
保名荷山の田縁なし五日の奉幣出席の事も遠藤
に不可限是以拠とする所也と云ふ

寛保七年壬寅三月日

大友治部少輔従五位下藤原朝臣 福命

於信濃新書之

と見えたり文政七年甲申十月三日八尻木木の根
坂なる大友氏にて世話孫蕨を一ぬこを二日の夕方
ふし書をへぬへらしを写みを持病おこりて全つかゝ
ようやくてやこゝちよけなるとき眠りもきざして
ゆめ雲を見て信山とおぼしくて山峯に松せひ樹咲
て旭のてりかゝる白雉二ツ三ツその羽色黄金の光さ
いやきたりあり珍らしと見つしをれハなを山ふか
くいくぐくなるむそのあををとりまき蕨ハ黒羽
の雉もあるりと見つて一丁ばかりつゝる夢さめて
こハ雉ハ保名の御神のつかハしめとーきけハその夢

のさとを

きて見ぬ物おのゝ名ハ
名のみとも解るにかな
雪のおもかけ

菅江真澄

さくのあめ

享保十七年壬子正月廿一日久保田の雲下谷くらく
る来る此人山方林助とゝ云ふ後隠居して雲下と云ふ此
とし二月八日の夜の夢ゝ　甘露と云ふ保名所
の山の笹の葉とゝ云ふ句せゝと見えて なゝ なるき事
と夢のうちに思ふたでる家八帝城出し帝書院にゝ
りとおもゝくて三十斗姿ゝ つゝゝうな白き装束
まそ冠はめ給ひて出もかひ給ふこゝを神人とそ
ハーまさめとゝわひぬかづくゝとゝ神人のゝゝゝ
五月一日より五日までの内保名所山の笹を採りみく
らしの水をひきしつめて八木村の米をて飯を送りゝ

笹を盛りて病人のもとへよろこばせしとぞ
ねをこうにのぼり雲の下問ふその八本村とハいつこの村
をかやかんとゝハ神人作らるゝ今の八沢木の
事なり而五六十年さきまて八沢木を八本村とハ
云ひしことのたまひしと見うまこゝゝ夢き夢
のこゝろとしなるみぐ袖ゝこゝれぬさりなれど我又ハ
かくとゝもせんをなしかくこゝ玉夢をむなしくこゝまちら
んハ神人ゝ恐こゝなる事なれハ我此事を伝へまくこゝゝ
こゝへハ来るとゝそのゆめの事つぼらうゝ語りぬ此夢の
こゝろとしをおもへハ此八沢木を文禄天正の比まて八本村
とゝひしゝ今こゝ処ゝ八木是ゝ沢をまきらハきまゝ沢

こゝ文字をかへらひらるゝ日考へべし

本の根敦、上壹寸子（金山彦の神）と白坂のとふ庭（マヤ）、西き世ふ掘り出テ
かゝる石て詩、細もうるかく社の内ふ置ぬ今と人ゝる市正脉（ゴト）のあふ
まゝづゝもふかやびぬゝつきぬ

高甲乙ノ間 壹尺三寸
上横丙丁ノ直 四寸
下横戊己ノ間 七寸
石ノ厚 一寸四五分

保呂羽山ホ刻鬼頭之圖こゝふ鬼毛とゝふいりゝ高さ
甲乙の間亘二尺六寸六分丙丁横亘
一尺九寸六分

戊己口ノ
横亘一尺四寸六分
庚辛眼ノ
亘三寸六分
壬癸角ノ長
一尺一寸六分
水鬼少て高
六ゝゝ寸程之

大ヶ尼ぬ陽鬼

隠形鬼板

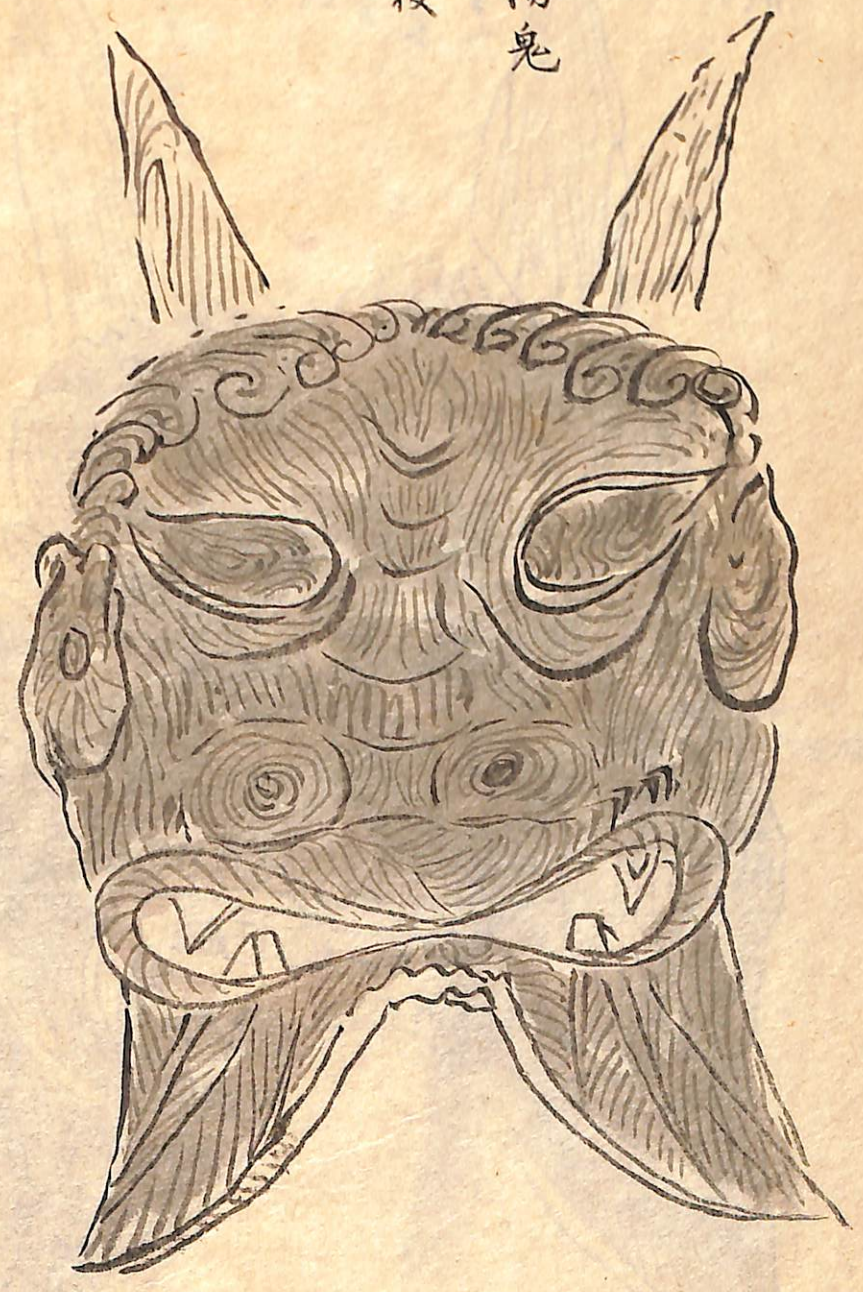

古物之仁王尊ノ圖

甲乙 こぐしきまて三尺六寸三分

春日部の住人
佛工と足之ゝ春日部
酒匂の玉 春日部の
人ゝて
元正天皇の
時代の
名工

甲

雲竜
養老の
とゝり
いりゝ
ふゝイの

大友氏家蔵

大友城主鄽寺
孫五郎康通
馬術傳書切
レ草書之

あさくさのさとをとへてゆ
くさをとれとをるそ
こしよりもとれよ
すまさ弓賊鬼鬼
あつちらすれそるよ
れうこなこすよ
そそくるこそ
はつきる仗

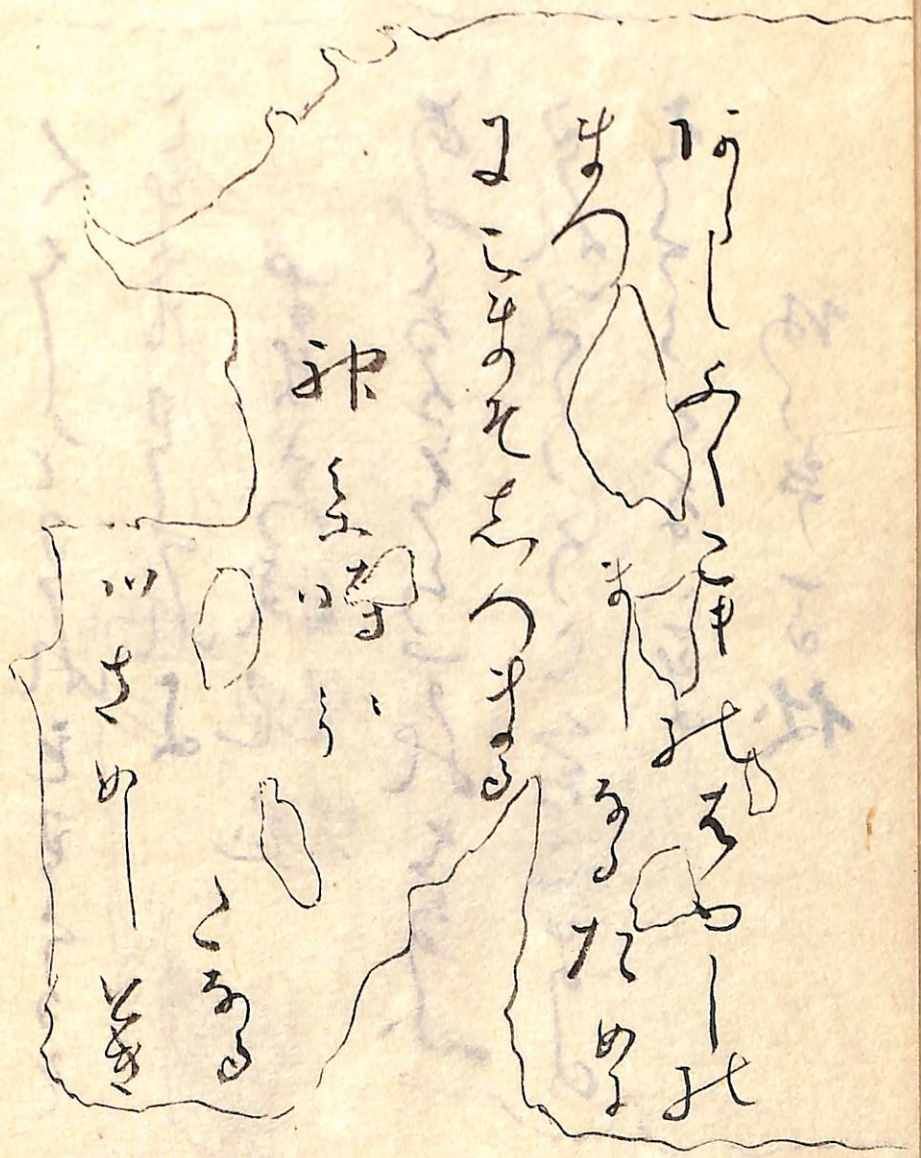

建隆寺前鉛道四五年受洛之江
戸稲荷御立其之
[illegible]
[illegible]
[illegible]

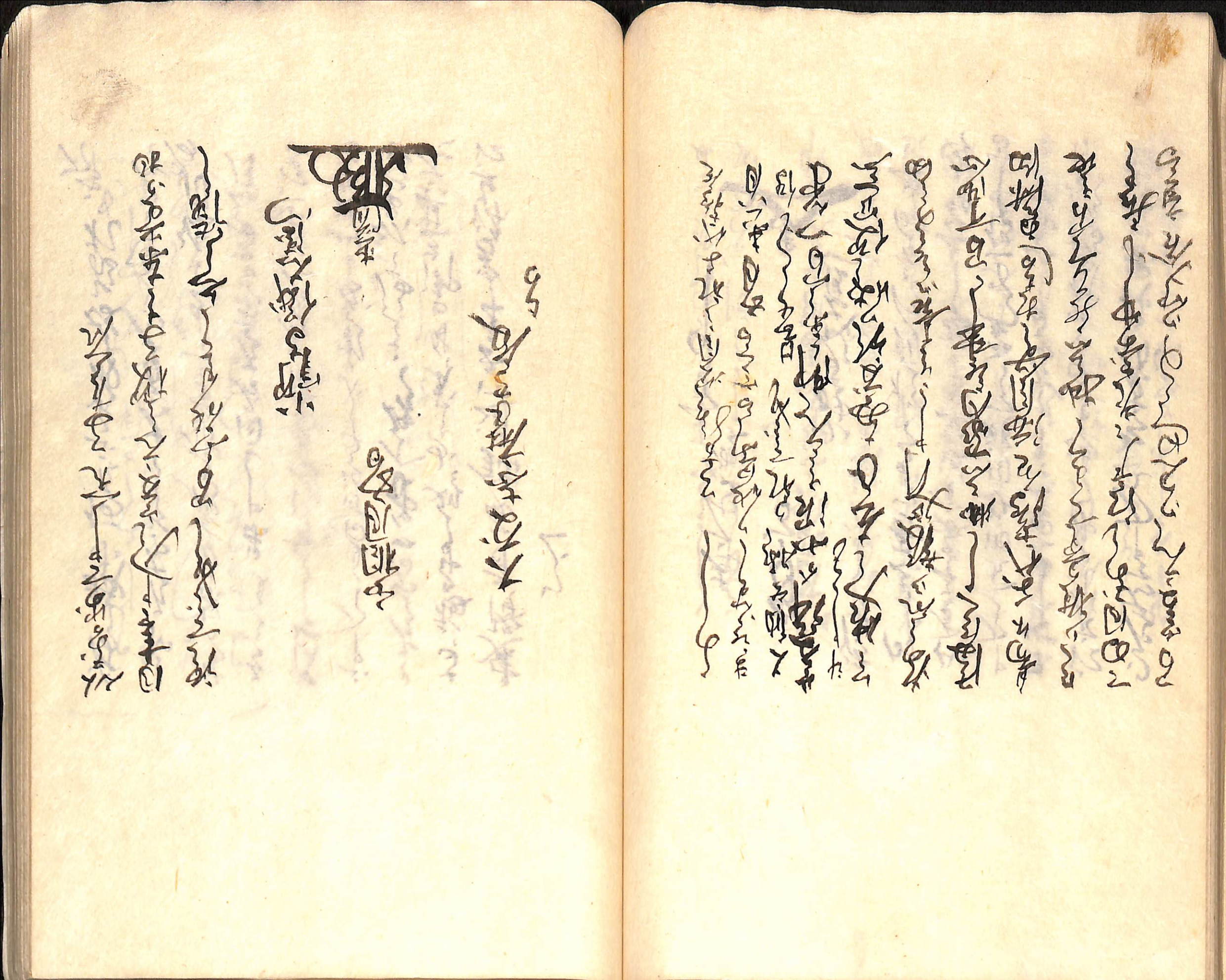

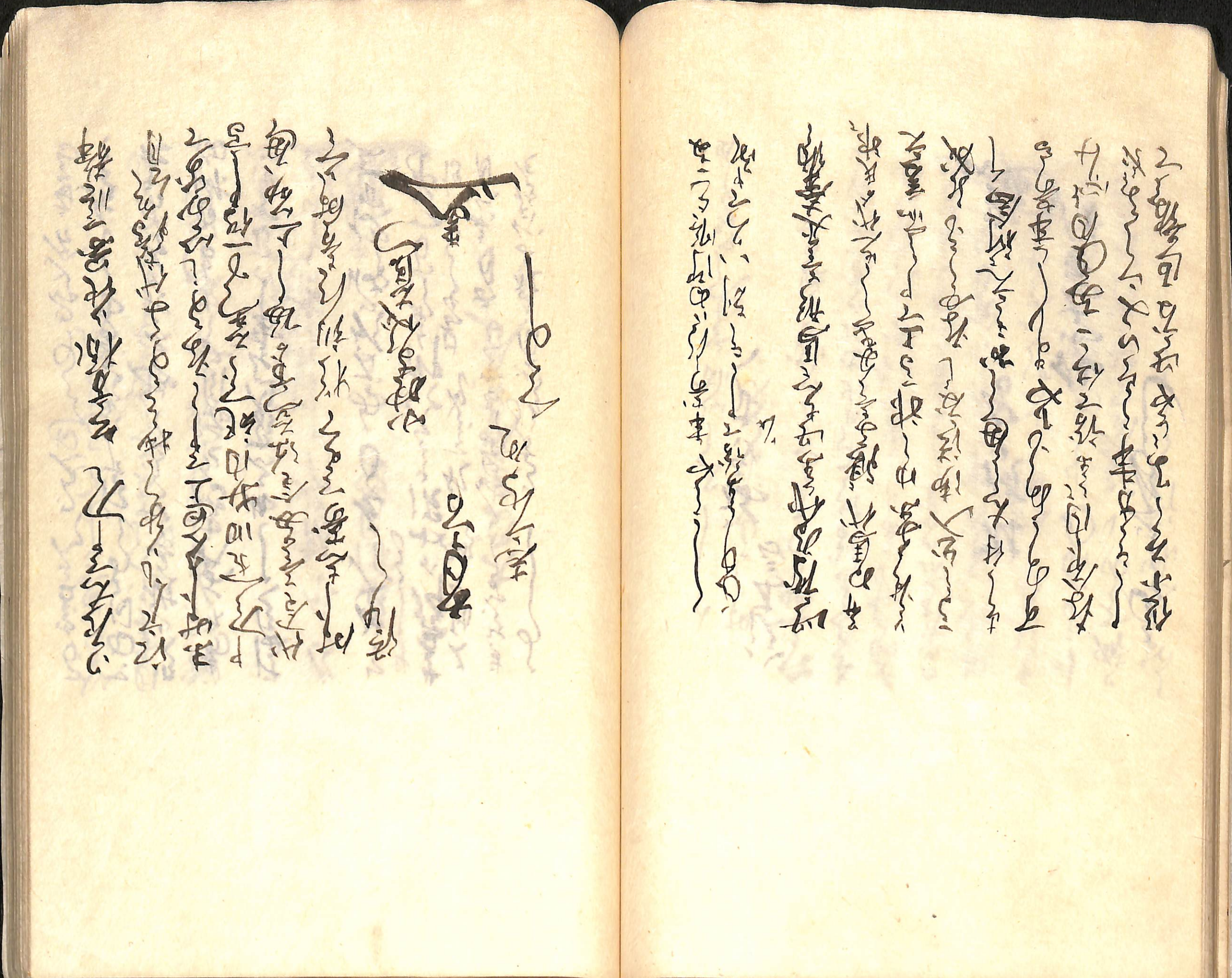

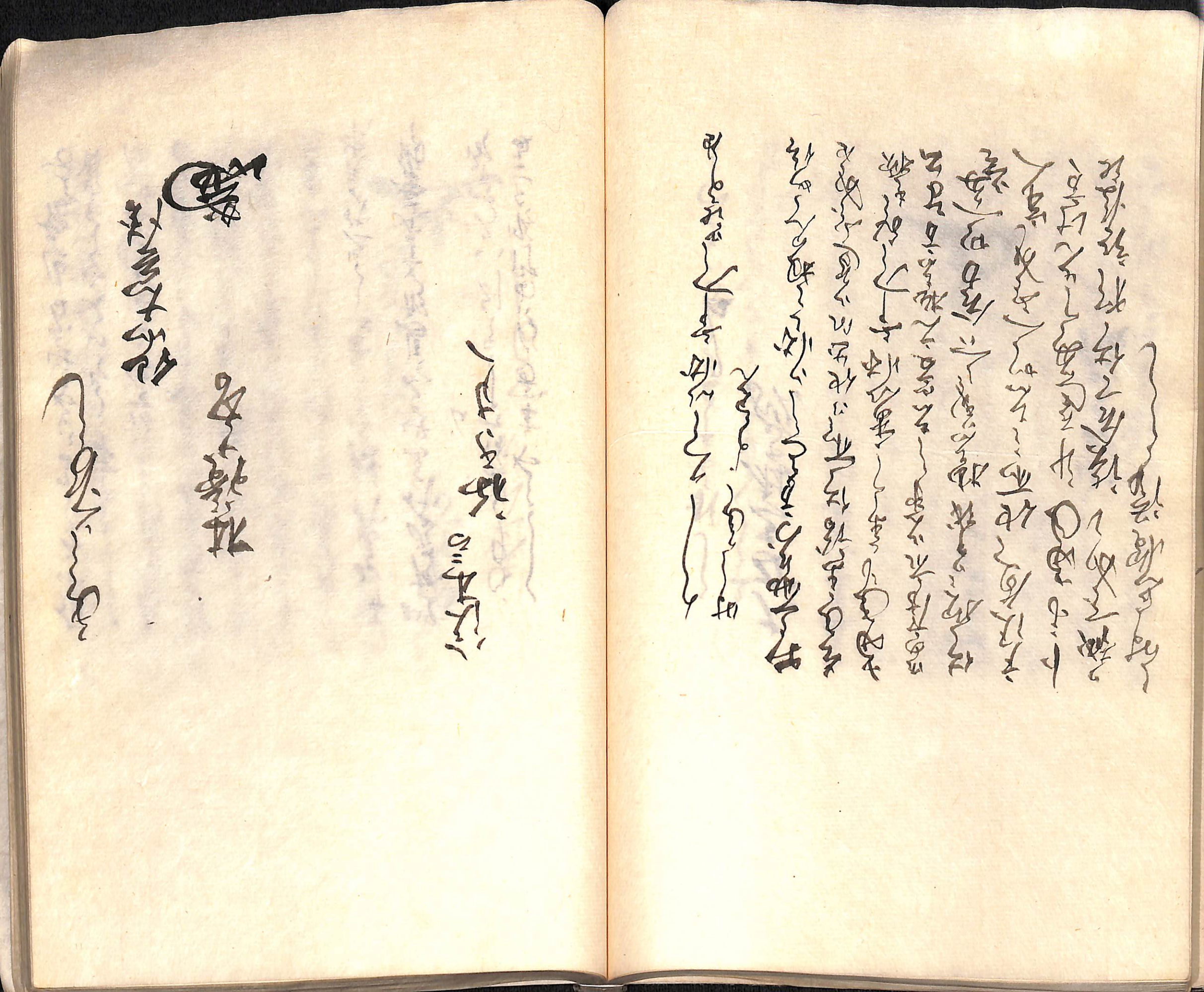

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

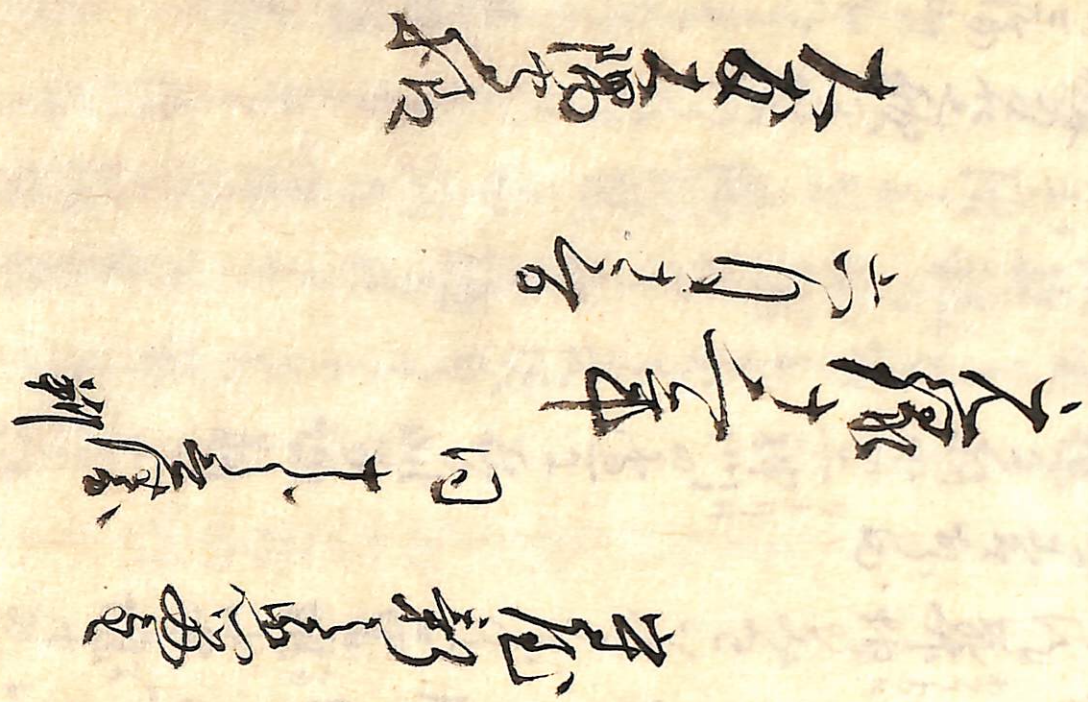

塚之部

塚之部の記載にてさとびこそなる佐ろぬるとこゝるも此は
ものうるそ[ホラリトコロ]葉地のみをいふるもし一里塚(ツカ)十里塚(ツカ)せみ及
此れくらるゝ土を高の
石塚(ツカ)保多羽山の二神川(ニノトリガワ)の道を存り此塚崩て一丈ばかる
雷斧石出るり出石の毛書く光沢ありてとても赤なるもの
こまき頭推剣(カツツチノツルギ)の柄頭(タガシラ)あける石を掘りたるよし一方家集に
焼太刀(ヤイタチ)の手頭(タガシラ)とよめり俗訓栞にかぶつち日本紀に頭推
と書り剣の名之歌にかぶつちいりつゝとも云て佐の石ち
之今大和の三輪山の石なりみもりて甚古雅の器なりと見え
り此家より掘りたる石器也いとゝ赤なる石なれ

三輪山のふくびなどをもつめ三輪山の石をかくし穴を
て備へとして此保多羽山の石を大友老言
天寿院君（従四位下侍従義秋公を中略）に献ずるとなり
太田塚　太田小次郎基信の人と仁王川をいとて近く此太田の塚伝あり其太田小次
郎の後裔は近隣の上陸邑の杉沢といふ処に栖る大友氏
基信と云ふ名なり
臼井塚　一鳥居の下つ方路の傍に在り大友内記とし老て
懐好と云て大友家よりもらひて身を養ひ懐妊我を奉ぶ
保多羽山の見守るあり塚せよと云て遺命なりしを
之を此塚の辺る埋ることなり之る大友内記と大友の
城を鎮守孫五郎康道の流れ妻腹の長男なりし大友
城の後裔臼井村に在りて臼井を家号とせり大友家とは因
縁あり臼井家の祖人は大友家の結構七人とい
ひいづらなんなる者を守護の鎮守儀を馬を
の賜られ一文字の中に云ふ別式にて文字は臼井内記一郎
み馬くを一個ヤハ云と見えたり臼井内記基懐好の前が
後代に在りて臼井春南といひ医師なりし久留
まつりて臼井荷軒と云て今身中の花り基未なる
〻第三の末裔梅の下と云ふ処に栖り
経塚　大友氏基の宮傳経をおろし信敬を
くれ保多羽の神の法通経（ズキヤウ）てやく老て身まかりぬる

後の一室なりくるきやうをはじめあまたの経典(ホトトウミ)ありそれハ神ぬ
しの家なりおりぬ経(フミ)とも此なれハこゝなる塚なり窟めて築あるとも
塚ハとゝふ処なり在るゝ

下居塚ハ上八法村の田の中なる在るさゝやうの塚ゝ遠近無数馬
ゝ家よりハ半町計失明院とゝふ修験者の仏刹あるを近
し此あるゝの田地(タノナ)なりハこゝなる塚下なるをそゝるそゝ此下居
塚ハ天平宝字元年ゝ先ゝ此地ゝ権宮(カリミヤ)を建て後今の保名
波山の守児石(モリコイシ)近く移しなりむそのの行宮の旧跡なる事い
ちしるしそのあるゝに雪吹(フキ)の柳の古木の跡ゝ此柳の事い
ハ字地誌(フルアトモカタリ)の処ゝ精(ツムラカ)なかるゝ

梵天塚ハゝ保名羽の尊神御遷幸のとき大幣立し
処世俗ゝ名ゝをゝ

のあしに鳥の窠(スツクレ)堆(ツカ)ゝ

事ゝ

ゝ

御坐(ミヒヤ)塚 此塚上溝村ゝ在ゝ

ゝ

郡八(コトノウ)郡 ゝ

郡庫角 古名上津野(ミヒキ)ゝ

て三宮山御宮(ミヒヤ)の山嶽ゝ